

診 断 書 付 票

（診断書とともに作成願います。）

１ 審理上、 本人からの陳述聴取が必要となることもありますが、 本人は家庭裁判所の担当者か

ら成年後見制度の説明を受け、 意見を述べることはできるでしょうか。

□ 本人からの陳述聴取は不可能である

□ 本人からの陳述聴取は可能である

□ その他

（ ）

２ 今後、家庭裁判所から精神鑑定の依頼があった場合

□ 鑑定を引き受ける

(1) 鑑定費用 （検査料・諸経費等を含む） は、 金 円で引き受けます。

（家庭裁判所としましては、要点式の鑑定書の導入に伴い、当事者の負担を考慮し、主治医の方には４万円、 主治医以外の方には５万円でお引き受けいただければと考えております。）

(2) 鑑定期間

鑑定には、 日間必要です。

（一般的には約１ か月以内に提出していただいています。）

(3) 書類の送付先

□ 診断書記載の病院等の住所地と同じ

□ 下記の連絡先への送付を希望する

病院等の名称

℡

所在地 〒

□ 鑑定を引き受けられない 理由 （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

□ 鑑定を引き受けられないが、下記の医師を紹介できる

氏 名：

専 門：□精神科 □神経科 □脳神経外科 □内科

□その他　 （ ）

所属病院：



連絡先： 住 所



　　　　　　電話番号（　　　　　　　　　　　　　　　　）

　　　　　（費用についての意向 　　□　金 　万円でよい

　　□ 家庭裁判所と相談）